

# 青森県報

第二百七十四号

令和三年  
二月二十二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

○軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地の変更……………(税務課) ……一

○生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉政策課) ……一

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二

### 公 告

○農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……二

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域県民局) ……四

○右 ……(同) ……四

○右 ……(同) ……五

○右 ……(同) ……五

○右 ……(同) ……五

○右 ……(同) ……五

○右 ……(同) ……五

○右 ……(同) ……六

○右 ……(同) ……六

### 出先機関

○土地改良区の役員の退任……………(三八地域県民局) ……六

### 公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……七

## 告 示

### 青森県告示第百七号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第九条の二前段の規定により告示する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
田村商事株式会社	田村 美保			田村 博文	むつ市大畑町湊村八八	令和 三・一・四
					むつ市松山町一の一	

### 青森県告示第百八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	山端 祐樹	施術所の名称	やまはた整骨院	施術所の所在地	三沢市大字三沢字園沢二一九の二九一階	指定年月日	令和二・八・一
----	-------	--------	---------	---------	--------------------	-------	---------

青森県告示第百九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名	ときわ会病院	称	南津軽郡藤崎町大字榊字亀田二の一	所在地	令和 三・三・一	指 定 日
---	--------	---	------------------	-----	-------------	-------------

青森県告示第百十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
----------------	----	----

西津軽郡深浦町大字沢辺字沢辺一 沖見 一男	新深浦町第四区 協同組合の地 区のうち、大 字沢辺の区域	小型定置漁業
--------------------------	---------------------------------------	--------

青森県告示第百十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

東奥信用金庫城東支店	弘前市大字外崎五丁目	を
東奥信用金庫城東支店	弘前市大字外崎一丁目	に、
東北労働金庫五所川原支店	五所川原市柏原町	を
東北労働金庫五所川原支店	五所川原市一ツ谷	に改める。

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和三年二月二十二日認可したので、同条第

七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字清水川字薬師道添六三
太田 照則	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字外童子字杉ノ下四の四
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字深山五八の一ほか八筆
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字深山四一ほか一筆
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字派平四八
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字清水川字山ノ下二の三
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字深山四四
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字深山四三
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字清水川字薬師道添三九
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字派平六五ほか四筆
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字深山四二
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字清水川字薬師道添六四
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字薬師野字川添一一
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字派平五八ほか一筆

佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字清水川字薬師道添六二
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字派平五七の一ほか一筆
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字間木三一ほか二筆
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字小湊字観音一〇四ほか一筆
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字内童子字飛民坂一二の四ほか一筆
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字内童子字引ノ越一〇九の一ほか一筆
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字派平四七の一ほか二筆
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字派平六七
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字深山七六
株式会社 大平ファーム	黒石市	黒石市大字三島字宮元三七九の一ほか一筆
石動 邦彦	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字常盤字二宮本五三の二ほか十二筆
石動 邦彦	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字常盤字三宮本七六ほか二筆
石動 邦彦	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字常盤字三宮本七七の一
佐藤 文雄	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字久井名館字北原三五三ほか五筆
福原 和人	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字徳下字滝本四
工藤 修	三戸郡南部町	三戸郡南部町大字福田字中渡七の一
佐々木 貴大	五所川原市	五所川原市大字原子字山元一三〇の一

竹ヶ原 善昭	十和田市	十和田市大字相坂字下前川原一八五の一
松橋 憲夫	十和田市	十和田市大字相坂字高見下二五四
漆坂 勝男	十和田市	十和田市大字奥瀬字大堀平一一五
太田 浩司	十和田市	十和田市大字八斗沢字家ノ下二九四の二のうちほか二筆
大森 慎悟	三沢市	三沢市大字三沢字戸崎一〇一の一〇五二ほか二筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町字白岩六五の一ほか二筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町字白岩六九
澤田 賢一	上北郡七戸町	上北郡七戸町字森ノ下二二九
鳥谷部 長右工門	上北郡七戸町	上北郡七戸町字金沢平一七七の六ほか八筆
鳥谷部 長右工門	上北郡七戸町	上北郡七戸町字金沢平一七七の一ほか四筆
小山田 訓	十和田市	上北郡六戸町大字折茂字畑刈一三八の一ほか一筆
岡田 隆	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町内山平三三三
二川目 昇	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町向平二四二ほか二筆
石川 拓	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町向平二四二ほか二筆

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社あすなろ工業
- 二 代表者の氏名 佐々木順一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野尻字今田九七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第八九四〇号
- 五 取消年月日 令和三年二月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 大工工事業、左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社あすなろ工業
- 二 代表者の氏名 佐々木順一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野尻字今田九七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特一三〇）第八九四〇号
- 五 取消年月日 令和三年二月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業及びビル・れんが・ブロック工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確

認められた。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社RENOVE
- 二 代表者の氏名 小林学
- 三 主たる営業所の所在地 青森市中央二丁目二六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一〇〇六六六号
- 五 取消年月日 令和三年二月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和二年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 太田電気
- 二 氏名 太田治

- 三 主たる営業所の所在地 青森市中央四丁目一四の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一六六〇一号
- 五 取消年月日 令和三年二月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年一月七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東和工業株式会社
- 二 代表者の氏名 阿部奈生子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市青柳一丁目一六の三 四階
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一〇〇七〇五号
- 五 取消年月日 令和三年二月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 新福舟株式会社

二 代表者の氏名 藤田高尚

三 主たる営業所の所在地 中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉一九七の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二八)第一一四四八号

五 取消年月日 令和三年二月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社岬電氣工業

二 代表者の氏名 三浦とも子

三 主たる営業所の所在地 八戸市白銀台五丁目八の一四

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二七)第一五三四二号

五 取消年月日 令和三年二月二日

六 取消しに係る建設業の許可

電氣工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 吉田建設株式会社

二 代表者の氏名 吉田浩士

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野八丁目一七の一八の五

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二八)第一五六四九号

五 取消年月日 令和三年二月三日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、中市筒口土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年二月二十二日

三八地域県民局長 堀 義 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
監 事	岩 沢 由 法	三 戸 郡 五 戸 町 字 中 ノ 沢 一 九 の 六	令 和 三 ・ 二 ・ 五

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年二月二十二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量  
重油（日本産業規格 一種二号） 十五万六千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県病院局運営部管理課  
青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和三年一月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所  
カメイ株式会社青森支店  
青森市原別八丁目七の一
- 六 落札金額  
一リットル 五十九円十八銭
- 七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。  
八 入札の公告を行った日  
令和二年二月十四日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	
定価	毎週月・水・金曜日発行 小口一枚二付十五円